

種 別	無形民俗文化財
名 称	熊野皇大神社太々神楽 (散米の舞・千箭の舞・烏の舞)

長野県と群馬県の県境である碓氷峠の頂上に位置する熊野皇大神社は、江戸時代まで、熊野権現または碓氷権現として親しまれてきた。明治期以降、県を境に、長野県側を熊野皇大神社、群馬県側を熊野神社と称するようになり、毎年春（5月15日）と秋（10月15日）に例大祭が行われ、春は熊野神社、秋は熊野皇大神社が太々神楽を奉納している。

「熊野皇大神社太々神楽」は「峠の御神楽」とも呼ばれ、笛などの楽器や踊りが付いたものであり、現在「散米の舞」・「千箭の舞」・「烏の舞」の三座が奉納されている。明治時代には、この三座のほかに、「扇の舞」・「鉾の舞」・「鞆鼓の舞」・「翁の舞」を合わせ計七座が奉納されていたという。

三座の舞は、鈴・鉾・太刀など神の依代としての採り物を持って舞う「採物神楽」といわれるもので、仮面を付け無言で舞う素朴な形が特徴である。

「散米の舞」は、端正な男性のお面に烏帽子をかぶり、左手に米を盛った三宝を持ち、右手に鈴を持って舞う。米を撒いて座を浄める意味があるといわれる。

「千箭の舞」は、悪霊を祓う墓目の一人舞で、弓矢を持ち足を踏みしめて四方を廻り、矢をつがえ左右に一回ずつ射る。

「烏の舞」は、烏と狐の二人舞である。熊野権現の使いである烏が幣と鈴を持って舞い、手に持った三宝から餅を撒き、次いで白狐が後ろから出て飛びまわり、烏が引っ込んだ後に袂から出した餅を撒き、参詣者が持ち帰るものである。

現在、峠町集落の居住者は激減したが、江戸時代には社家が80軒ほどあり神職が多くいたため、神楽に携わる舞い手や使用される楽器などが伝承されてきた。社殿内には多くの「太々御神楽」の奉納額が残されており、近世期の太々神楽の隆盛が伺える。

「峠の御神楽」は略称であることから、正式名称を「熊野皇大神社太々神楽」とし、かつてあった七座のうち、確実に継承されている三座を文化財として指定することが妥当である。

「熊野皇大神社太々神楽」は、変化を遂げつつも江戸時代より継承されてきた軽井沢町の貴重な無形文化遺産である。

